

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3689712号
(P3689712)

(45) 発行日 平成17年8月31日(2005.8.31)

(24) 登録日 平成17年6月24日(2005.6.24)

(51) Int.C1.⁷

F 1

B 6 O P 1/02

B 6 O P 1/02

Z

請求項の数 2 (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2003-398559 (P2003-398559)
 (22) 出願日 平成15年11月28日 (2003.11.28)
 (65) 公開番号 特開2005-153815 (P2005-153815A)
 (43) 公開日 平成17年6月16日 (2005.6.16)
 審査請求日 平成15年11月28日 (2003.11.28)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 594045126
 湖南工業株式会社
 滋賀県甲賀郡甲西町大池町2番地3
 (74) 代理人 100079131
 弁理士 石井 晓夫
 (74) 代理人 100096747
 弁理士 東野 正
 (74) 代理人 100099966
 弁理士 西 博幸
 (72) 発明者 浅野 良治
 滋賀県甲賀郡甲西町大池町2番地3
 湖南工業株式会社内
 審査官 黒瀬 雅一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】荷物載せ台

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

トラックの箱形荷台を上下に仕切るテーブル本体に、トラックの箱形荷台の約半分の高さの脚を折畳み自在に設ける荷物載せ台において、矩形のテーブル本体の対向する側部に脚ホルダを固定させ、互に連通させる遊嵌孔と係合孔を脚ホルダに設け、遊嵌孔または係合孔に移動可能なキー部材を脚の上部に設けると共に、遊嵌孔にキー部材を内挿時に脚を折畳み方向に移動させる脚引張り部材を脚下端部に連結させたことを特徴とする荷物載せ台。

【請求項 2】

係合孔にキー部材を係入固定させる脚起立保持用のワンタッチ式ロック部材をテーブル本体と脚間に介設させたことを特徴とする請求項1記載の荷物載せ台。 10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、トラックの箱形荷台またはコンテナ等を上下に仕切って荷台空間を有効に活用する荷物載せ台に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、荷物を多段に積載させる技術がある。(例えば特許文献1参照)

【0003】

【特許文献 1】特公平 8 - 18508 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

前記従来技術は、上下多段に荷物を載せることができるが、トラックの荷台に支柱（脚）を固定させ、上下段アーム（テーブル本体）を昇降シリングによって上下に移動させるから、前記の支柱及びアームの折畳または分解などを容易に行い得ず、例えば往路で軽量貨物を二段積み運搬しかつ復路で重量物を一段積み運搬する作業などを容易に行い得ない等の問題がある。

【課題を解決するための手段】

10

【0005】

そこで本発明は、請求項 1 の如く、トラックの箱形荷台を上下に仕切るテーブル本体に、トラックの箱形荷台の約半分の高さの脚を折畳み自在に設ける荷物載せ台において、矩形のテーブル本体の対向する側部に脚ホルダを固定させ、互に連通させる遊嵌孔と係合孔を脚ホルダに設け、遊嵌孔または係合孔に移動可能なキー部材を脚の上部に設けると共に、遊嵌孔にキー部材を内挿時に脚を折畳み方向に移動させる脚引張り部材を脚下端部に連結させたものである。

【0006】

また、請求項 2 の如く、係合孔にキー部材を係入固定させる脚起立保持用のワンタッチ式ロック部材をテーブル本体と脚間に介設させたものである。

20

【発明の効果】

【0007】

然るに、本発明は、トラックの箱形荷台を上下に仕切るテーブル本体に、トラックの箱形荷台の約半分の高さの脚を折畳み自在に設ける荷物載せ台において、矩形のテーブル本体の対向する側部に脚ホルダを固定させ、互に連通させる遊嵌孔と係合孔を脚ホルダに設け、遊嵌孔または係合孔に移動可能なキー部材を脚の上部に設けると共に、遊嵌孔にキー部材を内挿時に脚を折畳み方向に移動させる脚引張り部材を脚下端部に連結させたもので、脚の横倒しによってテーブル本体を低くし得、貨物に合わせてテーブル本体を高くしたり低くして各種の貨物を効率良く運搬し得ると共に、脚の横倒しを地上より容易に可能とさせるものである。

30

【0008】

また、請求項 2 の如く、係合孔にキー部材を係入固定させる脚起立保持用のワンタッチ式ロック部材をテーブル本体と脚間に介設させたもので、フォークリフトカーのフォークを用いてテーブル本体を持上げたり降ろして、脚を起立させたり倒状させる作業を容易に行い得ると共に、脚の起立時には正確な起立姿勢を安定保持せるものである。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

以下、本発明の実施例を図面に基づいて詳述する。図 1 は全体の正面図であり、四角パイプで形成する格子形のテーブル本体 1 と、平面視矩形のテーブル本体 1 の対向する側部下面に固定させる脚ホルダ 2 と、脚ホルダ 2 に折畳み自在に設ける脚 3 とを備えるもので、図 2、図 3 のように、フォークリフトカーのフォーク 4 によってテーブル本体 1 を支えて脚 3 を起立または倒状させ、図 3 の状態でテーブル本体 1 と脚 3 の間に木材製のスペーサ 5 を挟んでフォーク 4 を出入させる空間 6 を形成する。

40

【0010】

さらに、図 4、図 5 に示す如く、横フレーム 7 と二組 4 本の縦フレーム 8 と上下 2 本の補強フレーム 9 によって脚 3 を構成し、端面が楕円形の平板形のキー部材 10 を縦フレーム 8 の上端に固定させ、キー部材 10 の長手方向と略同一直径の円形の遊嵌孔 11 と、キー部材 10 の端面と略同一大きさの長孔形の係合孔 12 を脚ホルダ 2 に開設させ、遊嵌孔 11 上部と係合孔 12 下部を連通させて各孔 11・12 間で移動自在にキー部材 10 を内挿させ、係合孔 12 にキー部材 10 を係入させて縦フレーム 8 を起立姿勢でホルダ 2 に

50

固定させ、テーブル本体1を縦フレーム8によって所定高さに支える一方、フォーク4によってテーブル本体1を持ち上げることにより、キー部材10が遊嵌孔11に移動し、キー部材10を支点に縦フレーム8が回転して倒状する。なお、図3のように、縦フレーム8が倒状しているとき、フォーク4によってテーブル本体1を持上げることによって縦フレーム8が垂直方向に回転し、次いでテーブル本体1の下降によって係合孔12にキー部材10が係入する。

【0011】

また、図6・図7のように、脚3の横フレーム7側面に軸16の両端部を固定させ、横フレーム7側面の切欠17を介して軸16の中間に丸パイプローラ形の輪体18を回転自在に軸支させ、図2、図3のように、脚3が倒状姿勢のときに輪体18を床面上に転動させ、脚3の起状動作をスムーズに行わせる。なお、複数のテーブル本体1を並設させるとき、隣り合う脚3の補強フレーム9をボルト孔19を介してボルト止め固定させ、脚3を連結させて複数のテーブル本体を連設させる。

【0012】

さらに、図4のように、テーブル本体1と上補強フレーム9との間に脚起立保持用のワンタッチ式ロック部材13を設けるもので、上補強フレーム9の上部取付台14にロック部材13の1つであるパッチン錠13aを取付けると共に、パッチン錠13aの係止輪体13bを係合させるフック15をテーブル本体1下面に固設させて、キー部材10を係合孔12に係入させた状態でフック15にパッチン錠13aを係合させるとき、脚3を垂直姿勢で起立保持させる。

【0013】

そして、左右縦フレーム8の下端部でトラック20の箱形荷台21の荷物積み降ろし側に係止金具22を固定させ、紐或いはワイヤなどの引張り部材23先端に固定させる抜止付フック24を係止金具22に係合させ、図1のようにテーブル本体1の下面略中央に回転板25を介し方向自在に配設させる滑車26に引張り部材23中間を巻回させ、引張り部材23の他端の引張り操作部材23aを荷台21側方まで臨ませて、脚3の起立状態でフォーク4によりテーブル本体1を若干持上げてキー部材10を遊嵌孔11に移動させるとき、引張り部材23を引張って脚3を内方向に傾け、以後はテーブル本体1の自重により脚3を折畳みさせるように構成している。

【0014】

なお、上述実施例ではテーブル本体1に滑車26を設ける構成を示したが、図9のように左右縦フレーム8の係止金具22間を1本或いは2本の引張り部材23で直接的に連結させ、引張り部材23中央に連結させる1本の紐など引張り操作部材23の引張りでもって脚3を傾けるようにしても良い。

【0015】

なおこのような引張り部材23は必要時のみに取付け、運搬時や貨物27・28積み降ろし時には適宜取外すものである。

【0016】

本実施例は上記の如く構成するものにして、図8のように、脚3を起立させてテーブル本体1を高位置に設け、荷台21をテーブル本体1によって上下に仕切り、荷台21床面とテーブル本体1上面との2段に軽い貨物22を積み、荷台21を有効に利用すると共に、脚3を倒してテーブル本体1を荷台21床面の低い位置に設け、重い貨物28または高い貨物をテーブル本体1上面に積むもので、貨物27・28を荷台21側面からフォークリフトカーによって出入させると共に、同じフォークリフトカーを用いてテーブル本体1の上げ降しを行う。

【0017】

上記からも明らかなように、トラック20の箱形荷台21を上下に仕切るテーブル本体1に、トラック20の箱形荷台21の約半分の高さの脚3を折畳み自在に設ける荷物載せ台において、矩形のテーブル本体1の対向する側部に脚ホルダ2を固定させ、互に連通させる遊嵌孔11と係合孔12を脚ホルダ2に設け、遊嵌孔11または係合孔12に移動可

10

20

30

40

50

能なキー部材10を脚3の上部に設けると共に、遊嵌孔11にキー部材10を内挿時に脚3を折畳み方向に移動させる脚引張り部材23を脚3下端部に連結させたもので、脚3の横倒しによってテーブル本体1を低くすることができ、貨物27・28に合わせてテーブル本体1を高くしたり低くして各種の貨物27・28を効率良く運搬することができると共に、脚3の横倒しを地上より容易に可能とさせることができて、テーブル本体1を高低させる作業の作業性を向上させることができる。

【0018】

また、係合孔12にキー部材10を係入固定させる脚起立保持用のワンタッチ式ロック部材13をテーブル本体1と脚3間に介設させたもので、フォークリフトカーのフォーク4を用いてテーブル本体1を持上げたり降ろして、脚3を起立させたり倒状させる作業を容易に行うことができると共に、脚3の起立時には正確な起立姿勢を安定保持させることができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】全体の正面図。

【図2】折畳み途中の説明図。

【図3】折畳み説明図。

【図4】脚の説明図。

【図5】脚ホルダ部の拡大図。

【図6】輪体部の拡大図。

20

【図7】同断面図。

【図8】使用説明図。

【図9】引張り部材の取付説明図。

【符号の説明】

【0020】

1 テーブル本体

2 脚ホルダ

3 脚

10 キー部材

11 遊嵌孔

30

12 係合孔

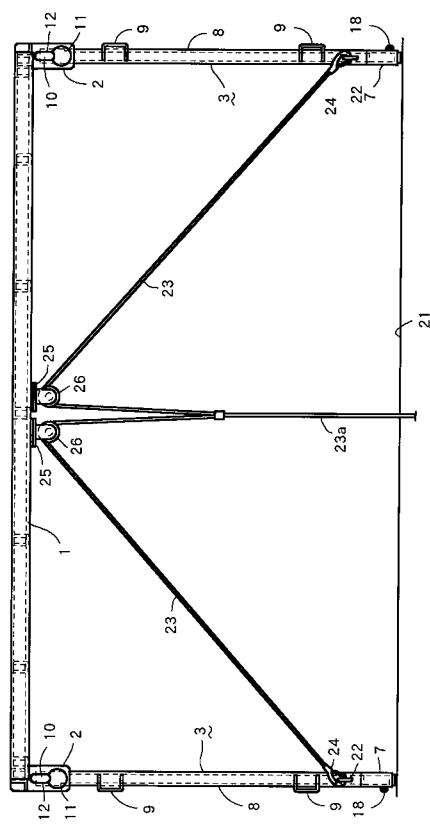
13 ロック部材(パッキン錠)

20 トランク

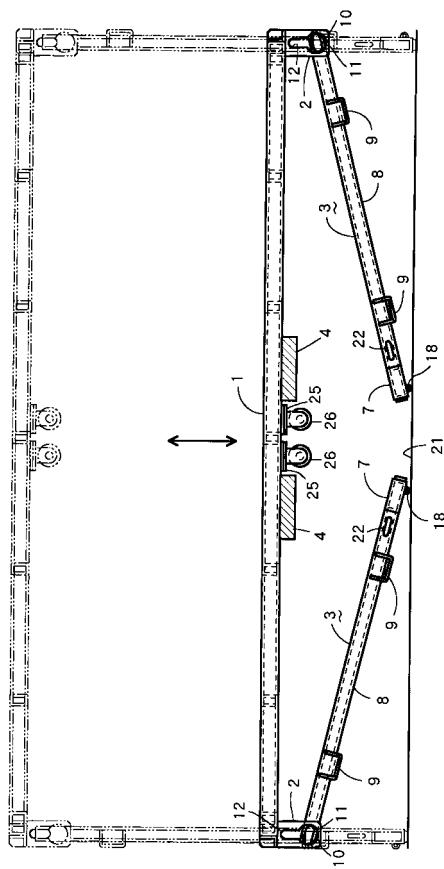
21 荷台

23 引張り部材(紐)

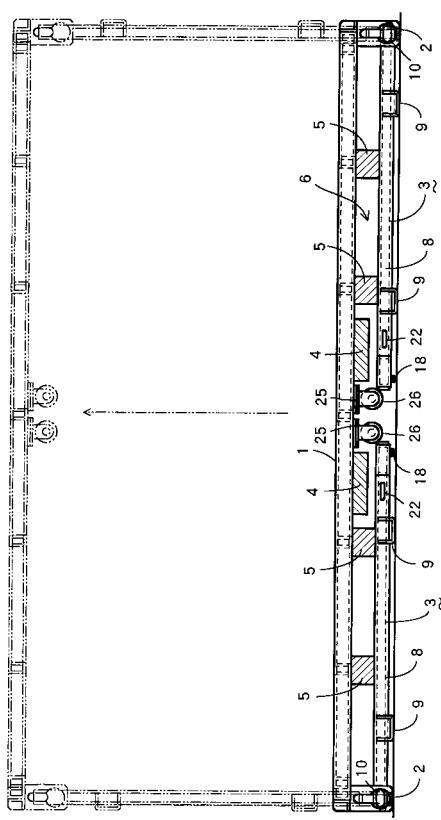
【図1】



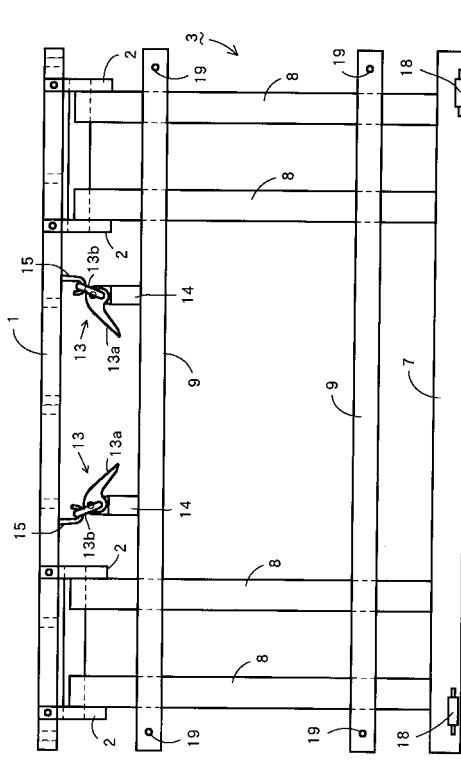
【図2】



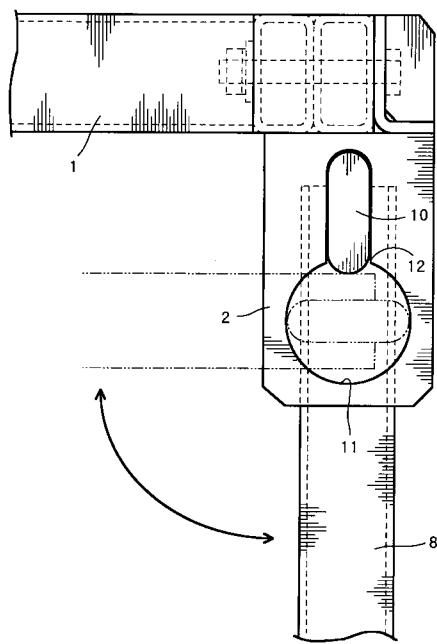
【図3】



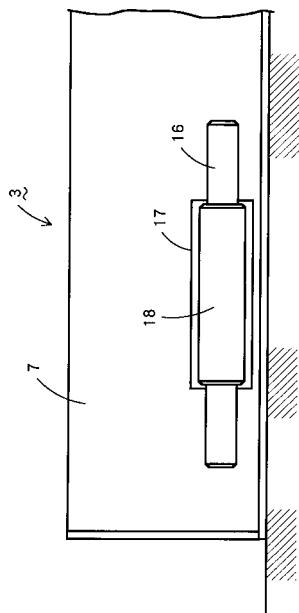
【図4】



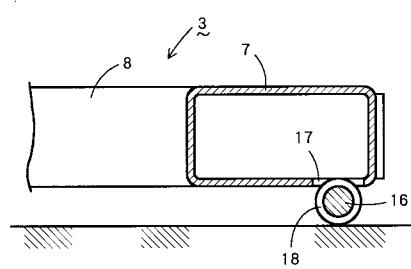
【図5】



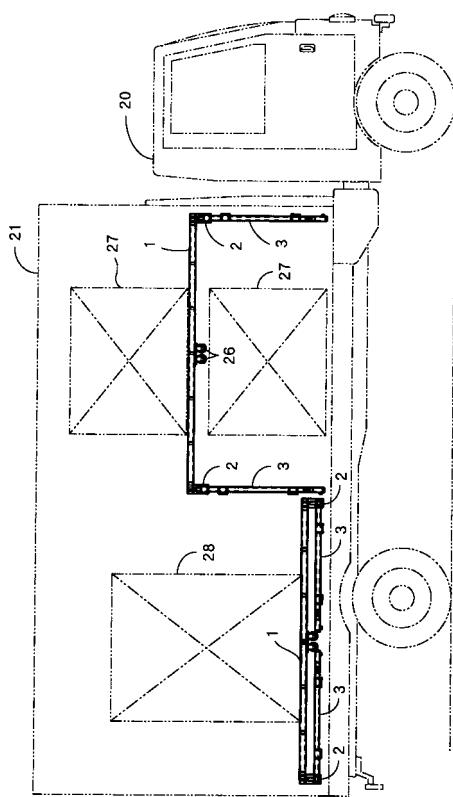
【図6】



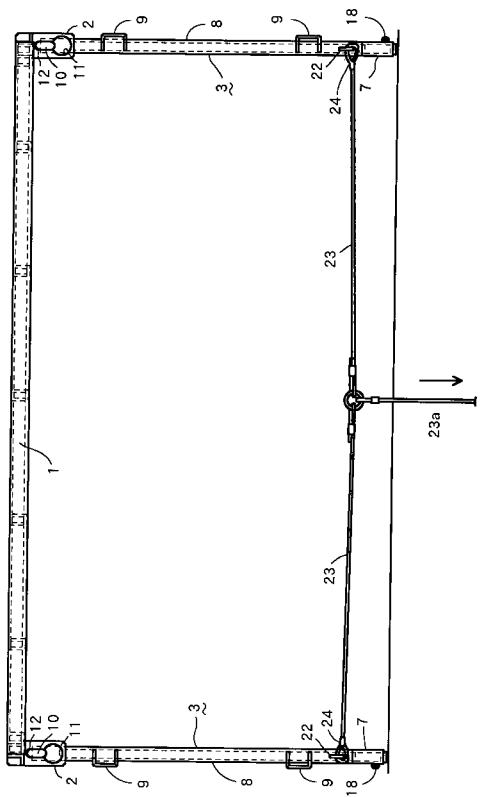
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

B 6 0 P 1 / 0 2